

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞 (三件)……………一
- ………(都市整備局住宅政策推進部不動産業課)……………一
- 土地区画整理組合の解散認可……………二
- ………(都市整備局市街地整備部区画整理課)……………二
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………二
- ………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………二
- 森林法第百八十九条の掲示 (二件)……………三
- ………(産業労働局農林水産部森林課)……………三
- 平成七年東京都告示第三百三十二号 (東京都の指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関)の一部改正……………三
- ………(会計管理局管理部公金管理課)……………三
- 開発行為に関する工事完了……………三
- ………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………三
- 東京都環境影響評価条例に基づく工事完了の届出……………三
- ………(環境局総務部環境政策課)……………三
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………四
- ………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………四
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………四
- ………(同)……………四
- 肥料検査成績の公表……………

告示

……………(産業労働局農林水産部家畜保健衛生所)……………五

○指定代理納付者の社名変更……………(水道局)……………六

東京都告示第七百八十七号

宅地建物取引業法 (昭和二十七年法律第七十六号)の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

平成二十七年十二月十四日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 日時 平成二十七年十二月二十二日 午前十時
- 二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室
- 三 被聴聞者
 - (一) 商号 株式会社アバン・ホームズ
 - (二) 代表者氏名 代表取締役 小沼 健彦
 - (三) 主たる事務 港区六本木七丁目十三番二一〇三号 所の所在地
 - (四) 免許証番号 東京都知事(3)第八一三三四号
 - (五) 免許年月日 平成二十四年十一月十五日

東京都告示第七百八十八号

宅地建物取引業法 (昭和二十七年法律第七十六号)の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

平成二十七年十二月十四日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 日時 平成二十七年十二月二十二日 午後一時三十分
- 二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室
- 三 被聴聞者
 - (一) 商号 株式会社興亜
 - (二) 代表者氏名 代表取締役 千葉 治男
 - (三) 主たる事務 新宿区歌舞伎町一丁目一番十九号 所の所在地
 - (四) 免許証番号 東京都知事(4)第七七五〇三号
 - (五) 免許年月日 平成二十六年六月十一日

東京都告示第七百八十九号

宅地建物取引業法 (昭和二十七年法律第七十六号)の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

平成二十七年十二月十四日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 日時 平成二十七年十二月二十二日 午後三時三十分
- 二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室
- 三 被聴聞者
 - (一) 商号 株式会社ルネッサンス
 - (二) 代表者氏名 代表取締役 針生 利喜秀
 - (三) 主たる事務 港区六本木三丁目七番一―一四一〇号 所の所在地
 - (四) 免許証番号 東京都知事(2)第八八二五号
 - (五) 免許年月日 平成二十五年二月八日

●東京都告示第七百九十号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第四十五條第二項の規定に基づき平成二十七年十二月十四日付けで稲城押立第一土地区画整理組合の解散を認可したので、同条第五項の規定により告示する。

平成二十七年十二月十四日

東京都知事 舛 添 要 一

●東京都告示第七百九十一号

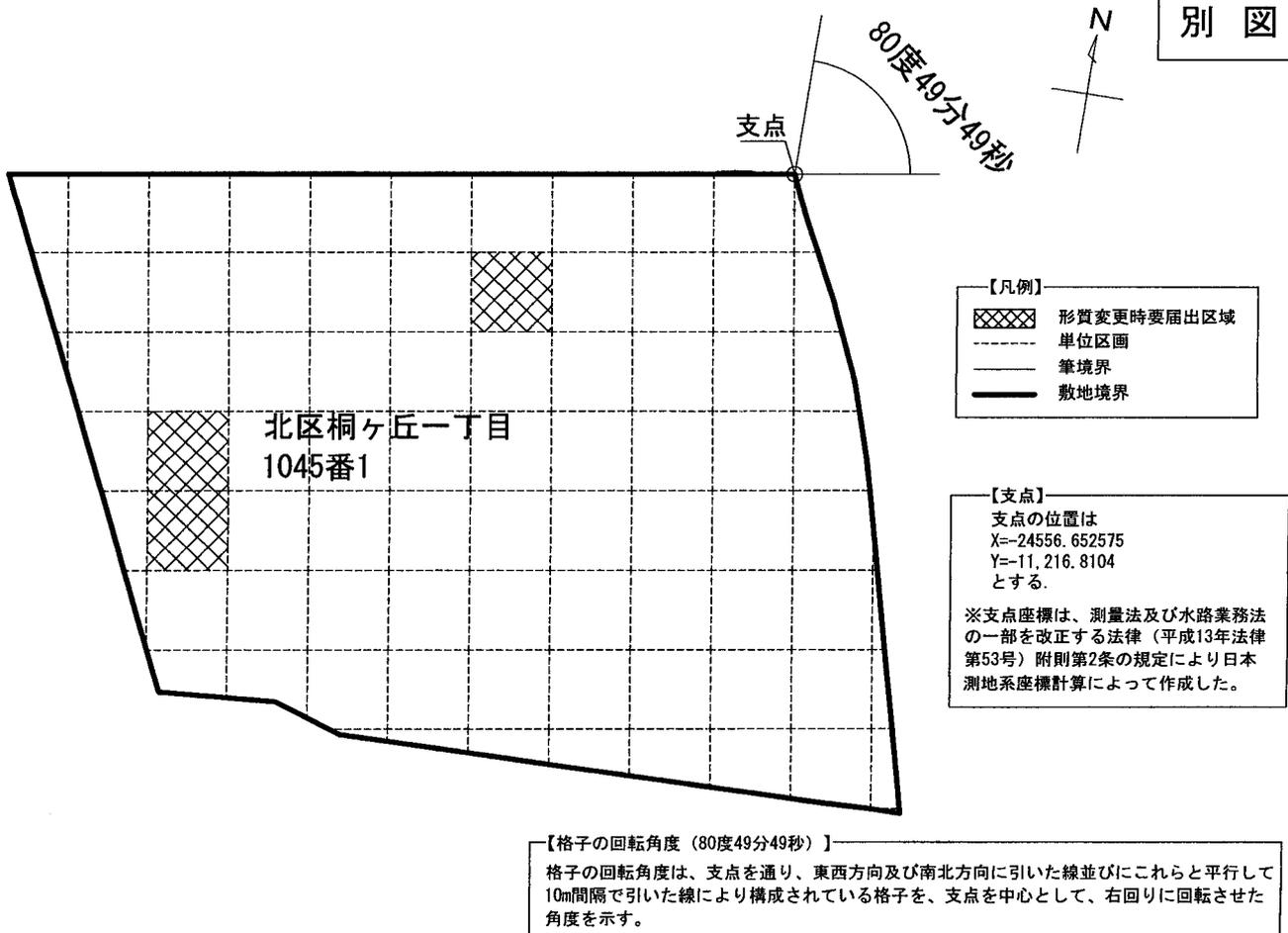
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域(以下「要措置区域」という。)を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年十二月十四日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 要措置区域 別図のとおり(北区桐ヶ丘一丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物
- 三 当該要措置区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

別 図



●東京都告示第七百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施設要件を変更する予定である旨を通知した次の保安林について、当該通知の相手方の所在が不明なため、同法第八十九条の規定により、当該通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。

平成二十七年十二月十四日

東京都知事 舛 添 要 一

一 保安林の所在場所等

指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所	所在が不明な通知の相手方	掲示場所
あきる野市養沢字向養沢一―二五番イ	青木江里子	あきる野市役所
青梅市成木七丁目一六八〇番	加藤利喜造	青梅市役所
青梅市梅郷一丁目一八九九番	森田範行	

二 通知の要旨

- (一) 一の保安林について、指定施設要件を変更する予定である旨を告示したので、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定に基づき通知する。
- (二) 変更後の指定施設要件については、平成二十七年東京都告示第七百七十五号のとおり。

●東京都告示第七百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条

の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施設要件を変更する予定である旨を通知した次の保安林について、当該通知の相手方の所在が不明なため、同法第八十九条の規定により、当該通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。

平成二十七年十二月十四日

東京都知事 舛 添 要 一

一 保安林の所在場所等

指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所	所在が不明な通知の相手方	掲示場所
あきる野市戸倉字盆堀日影清水二〇四六番一	小宮神社	あきる野市役所
あきる野市戸倉字坂沢二三四〇番	有限会社木下工業所	
西多摩郡檜原村字南郷六一七六番、六一七八番	清水那知子	檜原村役場

二 通知の要旨

- (一) 一の保安林について、指定施設要件を変更する予定である旨を告示したので、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定に基づき通知する。
- (二) 変更後の指定施設要件については、平成二十七年東京都告示第七百九十号のとおり。

●東京都告示第七百九十四号

平成七年東京都告示第三百三十二号（東京都の指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月十四日

東京都知事 舛 添 要 一
三の表(一)の部北部信用組合の項を削る。

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十七年十二月十四日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称 許可を受けた者の
住所及び氏名

- 小平市大沼町四丁目七百七十番二、同番四、七百七十六番二、同番四、同番四十六及び同番四十七 西東京市芝久保町四丁目二番一、同番四、同番四十六及 株式会社東栄住宅 代表取締役 西野 弘
- 東久留米市下里一丁目千八百三番七、同番十二、千八百四十六番十一号 練馬区石神井町二丁目二千九百九番三、千百十番三及び同番三地先 代表取締役 堀口 忠美
- 三鷹市井の頭一丁目七十五番五号 港区南青山一丁目十五番五号 新日鉄興和不動産株式会社 代表取締役 永井 幹人

東京都環境影響評価条例に基づく工事完了の届出について

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）第六十八条第一項の規定に基づき、（仮称）立川

立飛商業施設計画について、次のとおり工事完了の届出があったので、同条第二項において準用する同条第六十六
 条第二項の規定により公告する。
 平成二十七年十二月十四日
 東京都知事 舛 添 要 一

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 株式会社立飛ホールディングス
 代表取締役社長 村山 正道
 立川市栄町六丁目一番地

二 対象事業の名称
 (仮称) 立川立飛商業施設計画

三 工事着手の年月日
 平成二十六年八月八日

四 工事完了の年月日
 平成二十七年十一月九日

五 届出日
 平成二十七年十一月二十五日

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体

にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十七年十二月十四日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。
 平成二十七年十二月十四日
 東京都知事 舛 添 要 一

一 店舗名
 (仮称) 糎谷駅前地区第一種市街地再開発ビル

二 店舗所在地
 大田区西糎谷四丁目千四百六十番

三 設置者名
 糎谷駅前地区第一種市街地再開発組合

四 設置者住所
 大田区西糎谷四丁目二十八番五号

五 小売業を行う者の氏名又は名称
 株式会社マルエツほか一名

六 新設をする日
 平成二十八年十二月一日

七 店舗面積の合計
 千二百八十六平方メートル

八 駐車場の位置及び収容台数
 店舗内 七台

九 駐輪場の位置及び収容台数
 店舗南西側ほか 八十六台

十 荷さばき施設の位置及び面積
 店舗内 百八平方メートル

十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 店舗内 七・一七立方メートル

十二 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 二十四時間営業ほか

十三 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 二十四時間

十四 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 一か所 店舗北側

十五 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 午前六時から午後十時まで

十六 届出日
 平成二十七年十一月三十日

十七 縦覧場所
 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十八 縦覧期間
 平成二十七年十二月十四日から平成二十八年四月十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十九 縦覧時間
 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。
 平成二十七年十二月十四日
 東京都知事 舛 添 要 一

一 店舗名
 小田急百貨店本館ビル・小田急新宿駅南口専門店ビル

二 店舗所在地
 新宿区西新宿一丁目一番三号ほか

三 設置者名
 小田急電鉄株式会社ほか一名

<p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。 ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>六 縦覧期間 平成二十七年十二月十四日から平成二十八年一月十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。</p> <p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）</p> <p>四 意見 ア 聴取者 荒川区長 イ 概要 意見なし ウ 収受日 平成二十七年十一月二十七日</p> <p>三 設置者名 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）</p> <p>二 店舗所在地 荒川区南千住四丁目三百四十六番一ほか 大和ハウス工業株式会社</p> <p>一 店舗名 (仮称) ロイヤルホームセンター南千住</p>	<p>四 意見 ア 聴取者 新宿区長 イ 概要 意見なし ウ 収受日 平成二十七年十一月二十六日</p> <p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）</p> <p>六 縦覧期間 平成二十七年十二月十四日から平成二十八年一月十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。</p> <p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。 ただし、正午から午後一時までを除く。</p>
---	--

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条
肥料検査成績の公表について

第七項の規定に基づき、特殊肥料検査の結果を次のとおり公表する。

平成二十七年十二月十四日

東京都知事 舛 添 要 一

平成27年11月分

特殊肥料の 指定名	生産（輸入又は 販売）届出業者	届出名 （商品名）	検 査 の 結 果								備考
			TN %	TP %	TK %	TCu mg/kg	TZn mg/kg	TCa %	C/N	水分 %	
堆肥	金子 文利	土の精	2.5	1.6	3.5	29	132	3.4	13	52.7	
堆肥	米津 元一	牛太郎	2.7	1.7	2.2	32	142	3.2	14	34.6	
堆肥	山本 薫	牛糞発酵堆肥	1.6	0.6	0.7	31	97	2.4	22	44.5	

(注) 1 分析検査を実施した成分の略号は、次のとおりである。
TN-窒素全量、TP-りん酸全量、TK-加里全量、TCu-銅全量、TZn-亜鉛全量、TCa-石灰全量
C/N-炭素窒素比、水分-水分含有量
2 成分含有量は、水分を除き乾物当たりの数値である。

指定代理納付者の社名変更について

地方自治法第二百三十一条の二第六項の指定代理納付者に指定した者の社名変更について、次のとおり公告する。

平成二十七年十二月十四日

東京都水道局長 醍醐 勇司

一 変更前の社名

シテイカードジャパン株式会社

二 変更後の社名

三井住友トラストクラブ株式会社

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七號
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001



リサイクル適性